

長野市屋外広告物 条例のあらまし

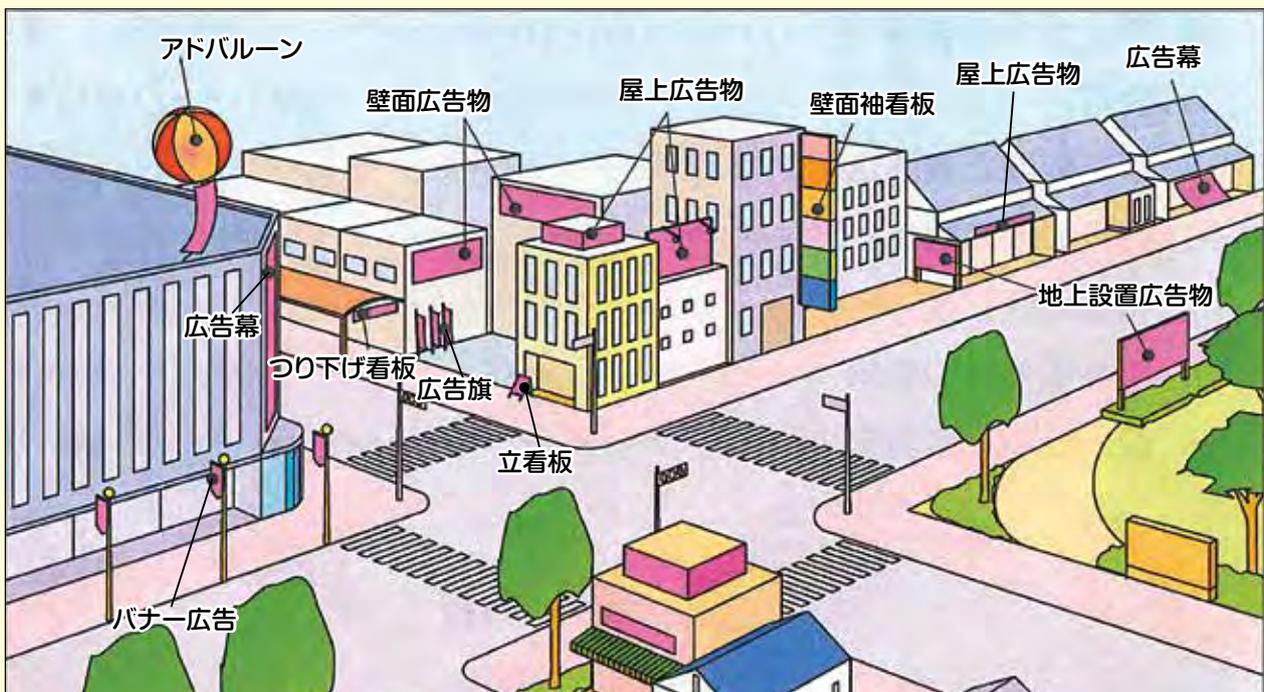
みんなでつくる「美しいまち、長野」

長野市屋外広告物条例の目的

屋外広告物法の規定に基づき屋外広告物及び屋外広告業に関する必要な基準を長野市屋外広告物条例で定め、市内の良好な景観形成、風致の維持又は、公衆に対する危害を防止することを目的としています。

屋外広告物とは

常時または一定の期間、建物や道路沿いなどの屋外で、公衆に向けて表示・設置されるものをいい、屋上広告物や壁面広告物、地上設置広告物（野立て看板）、はり紙、アドバルーンなどはすべて、屋外広告物に含まれます。



目次

1. 屋外広告物の定義と設置基準	1	9. 屋外広告物の管理者	5
2. 屋外広告物表示禁止物件	2	10. 屋外広告業の登録・届出	6
3. 禁止屋外広告物	2	11. 屋外広告物の申請者・管理者の変更	7
4. 許可申請の適用除外	3	12. 滅失届	7
5. 規制地域と屋外広告物の基準	3	13. 郵送による手続き	7
6. 屋外広告物特別規制地区	3	14. 規制地域ごとの基準	8
7. 展望規制	4	15. 屋外広告物条例のよくある質問・注意事項	13
8. 許可申請	4		

1. 屋外広告物の定義と設置基準

表示・設置される場所による分類		
広告物の種類	定義	設置基準
屋上広告物	建築物の屋上に設置される広告物	各規制地域の基準を参照してください。 (P8～P12参照)
	昇降機の機械室や階段室、冷却塔、高架水槽、倉庫など、建築物の屋上に突き出した部分で、その部分の水平投影面積が建築面積の1/8以下となるものに表示・設置されるものを含む。また、建築物の屋根面に直接描かれた広告物を含む。	
壁面広告物	建築物の壁面に表示・設置される広告物	
	建築物を取り囲むように設置された板等に、表示・設置されるもので、建築物に支持されている場合は壁面広告物とし、建築物から独立している場合は地上設置広告物とする。	
地上設置広告物	自立して地上に設置される広告物	
	防火壁、塀、フェンス等の工作物に表示・設置されるものを含む。	
壁面袖看板	建築物の壁面に設置され、壁面から突き出して設置される広告物	

種類による分類(市内全域で共通)		
広告物の種類	定義	設置基準(注 14ページ下段参照)
電柱等利用広告物	電柱及び街路灯柱に設置される広告物	・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等でないこと
袖看板	電柱から突き出して設置される広告物	・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 ・電柱からの出幅0.6m以下、本体の長さ1.2m以下 ・電柱等1本につき1個
巻看板	電柱面に巻かれて設置される広告物	・大きさ 幅0.33m以下、縦1.5m以下 ・地上から1.2m以上3.2m以下の範囲内に設置すること。
バナー広告	広告幕で、街路灯柱等に設置された支持棒等からつり下げられて設置される広告物	・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 ・電柱等からの出幅 0.6m以下、本体の長さ1.8m以下 ・電柱等1本につき2個以内
広告幕	布、ビニール等に表示され、建築物等に懸垂され、又は添架されるもの	・表示面積30㎡以下
アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その気球又は綱を利用して表示されるもの	・幅1.5m以下、縦13m以下 ・地上からの高さ 気球上端まで40m以下
はり紙	紙等に、印刷又は手書きされたもので、工作物等に張り付けられるもの	・表示面積1㎡以下
はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類するもの	・同一のものを2枚以上続けて張り付け、又はつり下げないこと。
広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)	・大きさ 幅0.6m以下、縦1.8m以下 ・地上からの高さ 上端まで3m以下
立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これを支える台を含む。)	・表示面積片面1㎡以下かつ合計2㎡以下 ・地上から上端まで高さ2m以下
つり下げ看板	建築物その他の工作物からつり下げて表示・設置される広告物	・表示面積40㎡以下 ・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上
地下鉄の出入口の上屋に設置する広告物		・建築物の鉛直投影面積の4/10以下 ・1建築物あたり1個(駅名等の表示は除く) ・地色の彩度8以下

※道路上に広告物を表示・設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要です。

設置される目的による分類	
広告物の種類	定義
自己用広告物	自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所などの建物等、又はこれらの敷地内に表示又は設置される広告物
管理用広告物	自己の土地・物件に、管理上の必要性に基づき表示又は設置される広告物で、非営利目的なもの
非自己用広告物	上記の自己用広告物又は管理用広告物以外のもの